

第 1 はじめに

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたウイルスとは大きく異なる抗原性を持つ新型のウイルスの出現により、およそ 10 年から 40 年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらす。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）等とあいまって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化が図られることとなった。

2 取組の経緯

我が国では、特措法の制定以前から、新型インフルエンザに係る対策について、平成 17 年（2005 年）に「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定して以来、数次の部分的な改定が行われ、平成 20 年（2008 年）の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 30 号）」で新型インフルエンザ対策の強化が図られたことを受け、平成 21 年（2009 年）2 月に新型インフルエンザ対策行動計画が改定された。

山口県においても、国の策定した「新型インフルエンザ対策行動計画」に準じて、県としての新型インフルエンザ対策行動計画を策定し、その後、数次にわたり県の行動計画の見直しが行われた。

本市においても、平成 21 年（2009 年）10 月に岩国市新型インフルエンザ対策行動計画を策定し、その後、数次にわたり市の行動計画の見直しを行った。

平成 21 年（2009 年）4 月に、新型インフルエンザ（A/H1N1）がメキシコで確認され、世界的な大流行となり、我が国でも発生後 1 年余で約 2,000 万人が患したと推計されたが、入院患者数は約 1.8 万人、死亡者数は 203 人であり、死亡率は 0.16 人（人口 10 万対）と、諸外国と比較して低い水準にとどまったが、この対策実施を通じて、実際の現場での運用や病原性が低い場合の対応等について、多くの知見や教訓等が得られた。

病原性が季節並みであったこの新型インフルエンザ（A/H1N1）においても、一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫などが見られ、病原性の高い新型インフルエンザが発生し、まん延する場合に備えるため、平成 23 年（2011 年）9 月に国の新型インフルエンザ対策行動計画が改定され、山口県においても、国の行動計画の改定に準じ、県の行動

計画が改定された。

本市においても、県の行動計画の改定に準じ、平成 24 年（2012 年）5 月に市の行動計画を改定した。

また、この新型インフルエンザの教訓を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるための法制の検討が重ねられ、平成 24 年（2012 年）4 月に、病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とする危機管理の法律として、特措法が制定されるに至った。

3 市行動計画の作成

国は、特措法第 6 条の規定に基づき、「新型インフルエンザ等対策有識者会議中間取りまとめ」（平成 25 年（2013 年）2 月 7 日）を踏まえ、平成 25 年（2013 年）6 月 7 日「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）を作成した。政府行動計画では、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や国が実施する措置等を示すとともに、都道府県が都道府県行動計画を、指定公共機関が業務計画を作成する際の基準となるべき事項等が定められており、山口県においても、示された基準を踏まえ、地域の実状に応じ、的確に対応できる体制の整備を図るため、山口県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）が平成 25 年 11 月に改定された。県行動計画は、県における新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項や県が実施する措置等が示されるとともに、市町が市町行動計画を、指定地方公共機関が業務計画を作成する際の基準となるべき事項等が定められており、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢が示されている。

本市においては、国・県が示す新型インフルエンザ等対策の実施に関わる基本的方針や措置等示された基準を踏まえ、地域の実状に応じ、的確に対応できる体制の整備を図るため、平成 26 年（2014 年）、岩国市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）を作成した。

本市行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりである。

- ・ 感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）
- ・ 感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

なお、市行動計画については、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見を取り入れ見直す必要があり、また、新型インフルエンザ等対策についても検証等を通じ、国・県は行動計画の変更を行うことから、市は、適宜内容の変更を行うものとする。

総論

第2 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

1 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

(1) 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

新型インフルエンザは、発熱、咳といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられ、また、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致命率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。

市行動計画の作成に当たっては、有効な対策を考える上で、被害想定として、患者数等の流行規模に関する数値を置くが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態も、下回る事態もあり得るということを念頭において対策を検討することが重要である。新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右される。また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり得、その発生時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。

国は、政府行動計画を改定するに際しては、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に一つの例として、発病率については、全人口の25%が新型インフルエンザに罹患するとし、致命率については、アジアインフルエンザ等並みの中等度の場合は0.53%、スペインインフルエンザ並みの重度の場合は2.0%と想定している。

国が推計した流行規模を基に、本市における受診患者数、入院患者数、死亡者数を推計すると次表のとおりとなり、市行動計画でもこれを参考とする。

＜本市の新型インフルエンザ流行規模の推計(人)＞

全人口の25%が罹患すると想定した場合の医療機関を受診する患者数の推計						
	人口	医療機関を受診する患者数（上限値）	入院患者数（上限値）		死亡者数（上限値）	
			中等度	重度	中等度	重度
全国	1億2,700万	約1,300万～2,500万	53万	200万	17万	64万
山口県	149万	約15万～30万	6,000	2万3,000	2,000	7,000
岩国市	14万	約1.5万～3万	600	2,300	200	700

- ・ 米国疾病予防管理センター（CDC）モデルに基づき、試算された全国の患者数（政府行動計画）を住民基本台帳に基づく人口（平成24年3月31日現在）により人口割して県・本市の患者数を試算した。
- ・ 新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の我が国の医療体制、衛生状況等を一切考慮していないことに留意する必要がある（被害想定根拠としたアジアインフルエンザ（1956年発生）やスペインインフルエンザ（1918年発生）は新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等が開発される以前である。）。

- ・ 被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とはいえないことから、引き続き最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じて見直しを行うこととする。
- ・ なお、未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難であるが、新感染症の中で、全国かつ急速なまん延のおそれのあるものは新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きく、国家の危機管理として対応する必要がある、併せて特措法の対象とされたところである。そのため、新型インフルエンザの発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討・実施することとなる。このため、今までの知見に基づき飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染対策も念頭に置く必要がある。

(2) 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、以下のようない影響が一つの例として想定される。

- ・ 市民の 25%が、流行期間（約 8 週間）にピークを作りながら順次り患する。り患者は 1 週間から 10 日間程度り患し、欠勤。り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。
- ・ ピーク時（約 2 週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もっても 5 % 程度と考えられるが、従業員自身のり患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約 2 週間）には従業員の最大 40%程度が欠勤するケースが想定される。

2 発生段階

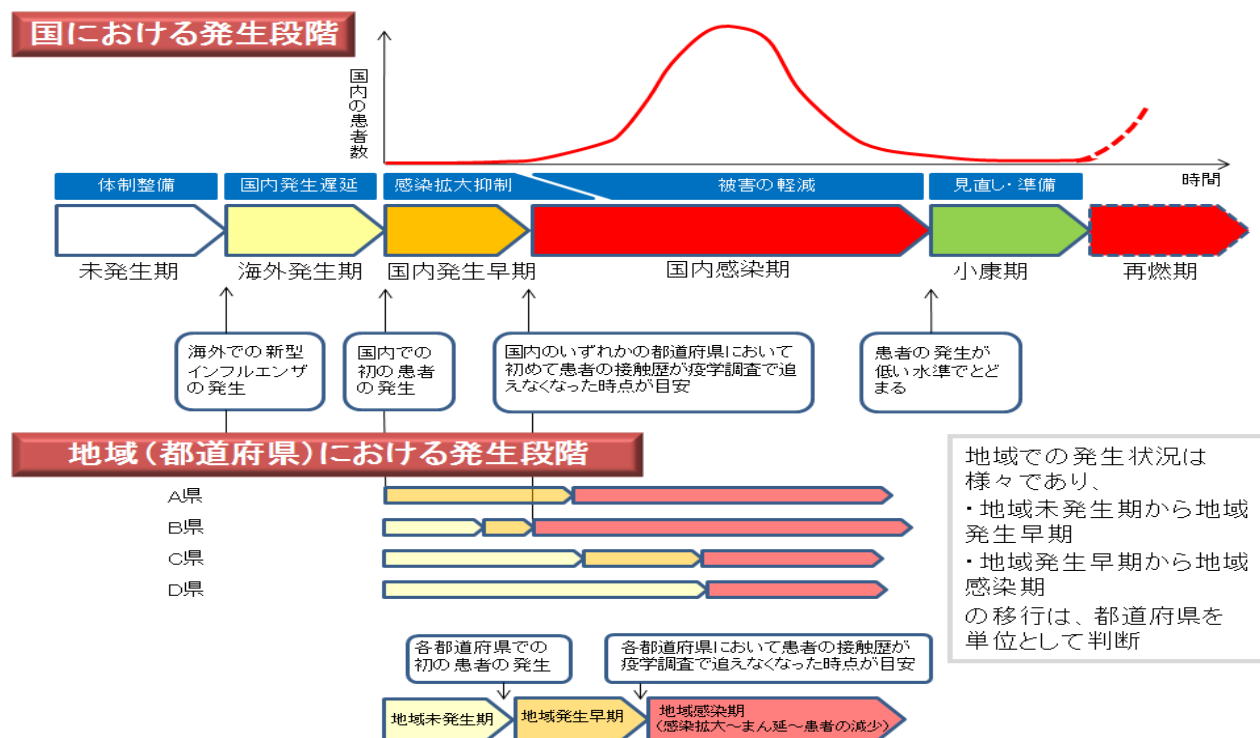
国は、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内での発生、まん延を迎え、小康状態に至るまでを、5つの発生段階に分類している。

本計画では、地域の発生状況は様々であり、その状況に応じ、特に地域での医療提供や感染対策等について、柔軟に対応する必要があることから「国内発生早期」「国内感染期」において、「地域未発生期」「地域発生早期」「地域感染期」を設け、6つの段階に分類して、それぞれの段階に応じた対策等を定めている。

発生段階		未発生期	海外発生期	国内発生早期		国内感染期	小康期
状態	国	新型インフルエンザが発生していない状態	海外で新型インフルエンザが発生した状態	国内のいずれかの都道府県でインフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態		国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザの患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態
	県・市			（地域未発生期） 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態	（地域発生早期） 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	（地域感染期） 県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 ※感染拡大～まん延～患者の減少	

県、市町、関係機関等は、行動計画等で定められた対策を段階に応じて実施することとする。なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、緊急事態宣言がされた場合には、対策の内容も変化するということに留意が必要である。

＜ 国及び地域（都道府県）における発生段階 ＞



3 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、山口県への侵入も避けられず、県内又は市内で初めて発生することも考えられる。

病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、市民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。このため、新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くが患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供の許容範囲を超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を本市の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

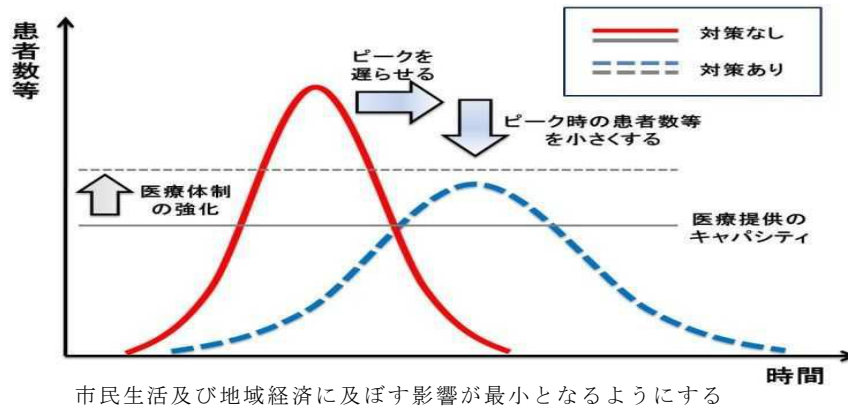
(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- ・ 流行のピーク時の患者数等なるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供の許容範囲を超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・ 適切な医療提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

(2) 市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・ 地域での感染対策等により、欠勤者の数を減らす。
- ・ 事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は地域生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

＜ 対策の効果 概念図 ＞



4 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

(1) 発生の段階や状況の変化に応じた柔軟な対応の実施

過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。本市行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性の低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

そこで、政府、県行動計画において示された基準を踏まえ、各種対策を総合的・効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すこととする。その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れをもった戦略を確立する（具体的な対策については、各論第3において、発生段階ごとに記載する。）。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活及び地域経済に与える影響等を総合的に勘案し、行動計画等で記載するもののうちから、実施すべき対策を選択し決定する。

【発生前の段階（未発生前）】

市民に対する啓発や市内の業務継続計画等の作成など、発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。

【世界で新型インフルエンザ等が発生した段階（海外発生期）】及び【国内のいずれかの都道府県で発生しているが、県内で発生していない段階（地域未発生期）】

直ちに、対策実施のための体制に切り替えられるよう準備する。

【県内の発生当初の段階（地域発生早期）】

患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染の恐れのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性に応じて、不要不急の外出自粛要請や施設の使用制限等が行われ、感染拡大のスピードをで

きる限り抑えることを目的とした県による各般の対策が講じられた場合、市は、県の要請に基づき対策を実施する。

【県内で感染が拡大した段階（地域感染期）】

国、県、市、事業者等は相互に連携して、医療の確保や市民生活・市民経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会は緊張し、いろいろな事態が生ずることが想定される。したがって、あらかじめ決めておいたとおりにはいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。

なお、国内外の発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小・中止を図るなど見直しを行うこととする。

事態によっては、地域の実情等に応じて、県等と協議の上、柔軟に対策を講ずることができるようにし、医療機関を含めた現場が動きやすくなるよう配慮・工夫を行う。

(2) 社会全体で取り組む総合的な感染対策

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛の要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など医療対応以外の感染対策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行われることが必要である。

特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることを市民に呼びかけることも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、市、指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。特に、治療薬やワクチンがない可能性が高いSARSのような感染症が新感染症として発生した場合、公衆衛生対策がより重要である。

5 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

国、県（具体的な対策の場となる岩国健康福祉センターその他の出先機関を含む。）、市は、新型インフルエンザ等発生に備え、またその発生した時に、特措法その他の法令、市行動計画及びそれぞれの行動計画に基づき、相互に連携協力し新型インフルエンザ等に係る対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において次の点に留意する。

(1) 基本的人権の尊重

県、市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、検疫のための停留施設の使用（特措法第 29 条）、医療関係者への医療等の実施の要請（特措法第 31 条）等、不要不急の外出の自粛の要請、学校、興行場等の使用等制限等の要請等（特措法第 45 条）、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用（特措法第 49 条）、緊急物資の運送等（特措法第 54 条）、特定物資の売渡しの要請（特措法第 55 条）等の実施に当たって、市民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するための必要最小限のものとする（特措法第 5 条）。

具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

(2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であるなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講ずるというものではないことに留意する。

(3) 関係機関相互の連携協力の確保

政府対策本部、県対策本部、市対策本部は、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。対策の推進に当たり、必要がある場合には、市対策本部長から県対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

(4) 記録の作成・保存

市は、発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に関わる記録を作成し、保存し、公表する。

6 対策推進のための役割分担

(1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、県、市及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有している（特措法第 3 条第 1 項）。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努める（特措法第 3 条第 2 項）とともに、WHO その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努めることとされている（特措法第 3 条第 3 項）。

新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚

会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」の枠組みを通じ、政府一体となった取組みを総合的に推進される。

国においては、新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進される。

(2) 県及び市の役割

県及び市は、新型インフルエンザ等が発生したときは、国の基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、当該区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する（特措法第3条第4項）。

【県】

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、国の基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に關し的確な判断と対応が求められる。

特措法及び感染症法に基づく措置の実施に当たっては、国や保健所を設置する下関市、市町及び指定（地方）公共機関等の事業者と相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等の発生予防及びまん延防止のための施策を講ずるとともに、正しい知識の普及、情報の収集及び提供、患者移送・防疫用器具の整備、医療体制の整備等の感染症対策に必要な基盤の整備に努められる。

新型インフルエンザ等患者が複数の県をまたがって移動した場合や、県境部で新型インフルエンザ等患者等が発生した場合など、山口県のみによる対応が困難又は不適當な場合は、接触者調査や入院医療機関の確保等について、国及び近隣の県と調整を行う。

県立総合医療センターにおいては、感染症指定医療機関として患者等に対する医療を積極的に提供される。

各健康福祉センターについては、地域における感染症対策の中核機関として、環境保健センターについては、県における技術的専門的な機関として位置付けられるとともに、それぞれの役割が十分に果たされるよう機能強化をはじめとした対応が推進されていく。

警察本部及び各警察署においては、必要に応じて、健康福祉部と連携し、新型インフルエンザ等の流行時、社会的な混乱を生じさせないように努められる。

【市】

市は、市民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に關し、国及び県の基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県、近隣市町、指定（地方）公共機関と緊密な連携を図る。

- ・ 消防機関においては、県の要請により患者等の移送に協力する。

(3) 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の作成及び地域における医療連携体制の整備を進めることが重要である。

医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。

- ・ 新型インフルエンザ等患者の受診に備え、健康福祉センター及び下関市立下関保健所（以下「健康福祉センター等（保健所）」という。）との連絡体制の整備を行う。
- ・ 第一種・第二種感染症指定医療機関及びあらかじめ入院患者の受入れを依頼し、その協力を得た医療機関（以下「感染症指定医療機関」という。）においては、患者の入院・治療に対応できるよう、受け入れ体制など必要な体制を整える。
- ・ 帰国者・接触者外来を行う医療機関は、患者の診断・治療に対応できるよう、受け入れ体制など必要な体制を整える。
- ・ 地域感染期における医療については、全ての医療機関において、診断・治療のできる体制を整える。
- ・ 県医師会、地元医師会は、県と協力し、医療機関及び医療機関への受診者への情報提供及び感染予防のための普及啓発に努める。

(4) 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき（特措法第3条第5項）、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

(5) 登録事業者

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める（特措法第4条第3項）。

(6) 一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

県民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる（特

措法第4条第1項、第2項)。

(7) 市民

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時に取るべき行動など、その対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

新型インフルエンザ患者等及びその接触者に対して、その人権を十分に配慮し、偏見や差別を持たないよう努め、その人権を損なうことのないよう注意しなければならない。

7 市行動計画の主要6項目

本市行動計画は、政府、県行動計画に示された基準に基づき、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」及び「市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする」を達成するための戦略を実現する具体的な対策について、「(1)実施体制」、「(2)情報提供・共有」、「(3)予防・まん延防止」、「(4)予防接種」、「(5)医療」、「(6)市民生活及び地域経済の安定の確保」の6項目に分けて立案している。各項目の対策については、発生段階ごとに記述するが、横断的な留意点等については以下のとおりである。

(1) 実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の国民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、国家の危機管理の問題として取り組む必要がある。

このため、危機管理部門と公衆衛生部門が中心となり、一丸となって取組を行うことが求められる。

また、この危機管理に関係者が迅速かつ的確に対応するためには、各段階に応じた行動計画をあらかじめ作成しておき、広く周知しておく必要がある。

さらに、関係部局が連携し、一体となった取組を進める必要があるため、各発生段階に応じた体制を整備する。

なお、地域における発生段階の移行については、山口県新型インフルエンザ等対策協議会の意見を踏まえ、県が、必要に応じて国と協議の上で、決定する。

＜発生段階と組織体制＞

発生段階	国	未発生期	海外発生期	国内発生早期		国内感染期		小康期
	県・市			地域未発生期	地域発生早期	地域感染期		
組織体制	県	山口県新型コロナウイルス等対策推進会議	山口県新型コロナウイルス等対策本部				政府対策本部が廃止されたときは、本部を廃止し、推進会議に移行	
		山口県新型コロナウイルス等対策協議会						
	現地	岩国新型コロナウイルス等対策連絡協議会 (※1 現地対策本部)						適宜変更
	市	岩国市新型コロナウイルス等対策推進会議 ※2 岩国市新型コロナウイルス等対策本部						緊急事態解除宣言がされたときは、本部を廃止し、推進会議に移行

※1 現地対策本部：

岩国健康福祉センターにおいて本部長(知事)が必要と判断した場合に設置する。

※2 岩国市新型コロナウイルス等対策本部：

緊急事態宣言がされたとき、又は市が必要と判断した場合に設置する。

【山口県本庁】

(未発生期)

山口県新型コロナウイルス等対策推進会議を設置する。

(海外発生期～地域感染期)

政府対策本部が設置されたときに山口県新型コロナウイルス等対策本部を設置する。

(小康期)

政府対策本部が廃止されたときに山口県新型コロナウイルス等対策本部から山口県新型コロナウイルス等対策推進会議に移行する。

(未発生期～小康期)

山口県新型コロナウイルス等対策協議会を設置し、山口県新型コロナウイルス等対策行動計画に関する専門的技術的事項について検討する。

【現地】

(未発生期～小康期)

健康福祉センター等(保健所)は、新型コロナウイルス等対策連絡協議会を設置する。

また、被害規模その他の状況により必要があると本部長(知事)が判断した場合は、現地対策本部に移行される。

【市】

(全期)

岩国市新型コロナウイルス等対策推進会議(会長：健康医療部長)を設置する。

(海外発生期～小康期)

緊急事態宣言がされたとき、又は市が必要と判断した場合に岩国市新型インフルエンザ等対策本部（本部長：市長）を設置する。

(小康期)

緊急事態解除宣言がされた場合、速やかに岩国市新型インフルエンザ等対策本部を廃止する（特措法第 37 条）。

岩国市新型インフルエンザ等対策推進会議（会長：健康医療部長）に移行する。

なお、新型インフルエンザ等対策は、幅広い分野にまたがる専門的知見が求められることから、県は、行動計画の改定に際し、医学・公衆衛生の学識経験者の意見を聴き、また、発生時には、医学・公衆衛生の学識経験者の意見を適宜適切に聴取するため、新型インフルエンザ等対策協議会から専門的意見を聴くとされている。

市においても、行動計画の作成等に際し、医学・公衆衛生の学識経験者の意見を聴き、発生時には、医学・公衆衛生の意見を適宜適切に聴く。また、発生時に、必要時専門部会において、業務調整のための検討を行う。

(2) 情報提供・共有

ア サーベイランス・情報収集

新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するためには、サーベイランスにより、いずれの段階においても、新型インフルエンザ等に関する様々な情報を、国内外から系統的に収集・分析し判断につなげること、また、サーベイランスの結果を関係者に迅速かつ定期的に還元することにより効果的な対策に結びつけることが重要である。

イ 情報提供・共有の目的

国家の危機管理に関わる重要な課題という共有の理解の下に、国、県、市、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、対策の全ての段階、分野において国、県、市、医療機関、事業者、個人の間のコミュニケーションが必須である。コミュニケーションは双方向性のものであり、一方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受取手の反応の把握までも含むことに留意する。

ウ 情報提供手段の確保

市民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、外国人、障害者など情報が届きにくい人にも配慮し、受取手に応じた情報提供になるようインターネットを含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

エ 発生前における市民等への情報提供

発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、予防的対策として、発生前においても、県及び市は、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々

な調査研究の結果などを市民に情報提供する。こうした適切な情報提供を通し、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関し周知を図る。特に児童・生徒等に対しては、学校は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、健康医療部と教育委員会等が連携して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していくことが必要である。

オ 発生時における市民等への情報提供及び共有

(ア) 発生時の情報提供について

新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の実施状況等について、特に、対策の決定の過程（科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等）や、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、患者等の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。

市民への情報提供に当たっては、媒体の中でも、テレビ、新聞等へのマスメディアの役割が重要であり、その協力が不可欠である。提供する情報の内容については、個人情報の保護と公益性に十分配慮して伝えることが重要である。また、誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する必要がある。

市民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、情報が届きにくい人にも配慮し、多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

提供する情報の内容については、特に、新型インフルエンザには誰もが感染する可能性があること（感染したことについて、患者やその関係者には原則として責任はないこと）、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ることも重要である。

(イ) 市民の情報収集の利便性向上

市民の情報収集の利便性向上のため、関係省庁の情報、地方公共団体の情報、指定（地方）公共機関の情報などを、必要に応じて、集約し、ホームページ等に掲載する。

カ 情報提供体制

情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図ることが肝要であり、情報を集約して一元的に発信する体制を構築する。市は、市対策推進会議及び市対策本部における広報担当者を設置し、適時適切に情報を共有する。なお、対策の実施主体となる部局が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、市対策本部において調整する。

(3) 予防・まん延防止

ア 予防・まん延防止の目的

新型インフルエンザ等の感染対策には、流行のピークをできるだけ遅らせることで

体制の整備を図るための時間を確保することにつながる。また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内におさめられることにつながる。

個人対策や地域対策、職場対策、予防接種などの複数の対策を組み合わせるが、まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

イ 主なまん延防止対策

個人における対策については、県内における発生の初期の段階から、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力（健康観察、外出自粛の要請等）等、感染症法に基づく措置を行うとともに、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、不要不急の外出自粛要請が行われる（特措法第 45 条第 1 項）。

地域対策については、県内における発生の初期の段階から、個人における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染防止策をより強化して実施する。

また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、施設の使用制限の要請等が行われる（特措法第 45 条第 2 項、3 項）。

(4) 予防接種

ア ワクチン

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症患者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内におさめられるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの 2 種類がある。なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では、新型インフルエンザに限って記載する。

イ 特定接種及び特定接種の接種体制

(7) 特定接種

特定接種とは、特措法第 28 条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

市は、政府対策本部の決定に従い、新型インフルエンザ等の発生時に、自らの職員に速やかに特定接種を実施する。そのため、新型インフルエンザ等対策の職務に

該当する者の考え方を整理し、発生時に速やかに特定接種を実施できるようあらかじめ、接種対象者、接種順位等を定める。

(イ) 特定接種の接種体制

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、原則として集団接種により予防接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制を構築する。

政府行動計画Ⅱ-6(4)予防・まん延防止(ウ)予防接種 ii

特定接種抜粋

ii-1) 特定接種

特定接種の対象となり得る者は、

- ① 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当するものに限る。）
- ② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- ③ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員である。

特定接種については、基本的には住民接種よりも先に開始されるものであることを踏まえれば、特定接種の対象となり得る者に関する基準を決定するに当たっては、国民の十分な理解が得られるように、特措法上高い公益性・公共性が認められるものでなければならない。

このうち「国民生活及び国民経済の安定に寄与する事業を行う事業者」について、特措法上の公益性・公共性が認められるのは、国及び地方公共団体と同様の新型インフルエンザ等対策実施上の責務を担う指定（地方）公共機関制度であり、この制度を中心として特定接種の対象業務を定める。具体的には、指定（地方）公共機関に指定されている事業者、これと同類の事業ないし同類と評価され得る社会インフラに関わる事業者、また、国民の生命に重大な影響があるものとして介護・福祉事業者が該当する。

また、この指定公共機関制度による考え方には該当しないが、特例的に国民生活の維持に必要な食料供給維持等の観点から、食料製造・小売事業者などが特定接種の対象となり得る登録事業者として追加される。

特定接種を実施するに当たっては、新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・公共性を基準として、①医療関係者、②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員、③指定公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む。）、④それ以外の事業者の順とすることを基本とする。

事前に上記のような基本的な考え方を整理しておくが、危機管理においては状況に応じた柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性の特性、更に、その際の社会状況等を総合的に政府対策本部が判断し、基本的対処方針

により、接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項を決定する。

特定接種については、備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば、備蓄ワクチンを用いることとなるが、発生した新型インフルエンザ等がH5N1以外の感染症であった場合や亜型がH5N1の新型インフルエンザであっても備蓄しているプレパンデミックワクチンの有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用いることとなる。

ii-2) 特定接種の接種体制

登録事業者のうち特定接種対象となり得る者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員については、国を実施主体として、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する都道府県又は市町村を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図ることが求められる。特に、登録事業者のうち「国民生活・国民経済安定分野」の事業者については、接種体制の構築を登録要件とする。

ウ 住民接種及び住民接種の接種体制

(ア) 住民接種

特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして住民に対する予防接種の枠組ができたことから、緊急事態宣言が行われている場合については、特措法第46条に基づき、予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行うこととなる。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行うこととなる。住民接種の接種順位等の基本的な考え方は、政府行動計画に示されているが、緊急事態宣言がなされている事態においては柔軟な対応が必要であることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて、政府対策本部において決定される。

(イ) 住民接種の接種体制

住民接種については、市を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう接種体制を構築する。市は予防接種の円滑な実施のため必要な協力を県に要請する。

政府行動計画Ⅱ-6(4)予防・まん延防止(ウ)予防接種Ⅲ

住民接種抜粋

Ⅲ-1) 住民接種

・・・本文略・・・

まず、特定接種対象者以外の接種対象者については、以下の4群に分類することを基本とする。

- ① 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
 - ・基礎疾患を有する者
 - ・妊婦
- ② 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）
- ③ 成人・若年者
- ④ 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

接種順位については、新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方が考えられるが、緊急事態宣言がなされた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する（特措法第46条2項）と、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方もあることから、こうした以下のような基本的な考え方を踏まえ決定する。

1) 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方

・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

（医学的ハイリスク者＞成人・若年者＞小児＞高齢者の順で重症化しやすいと仮定）

- ①医学的ハイリスク者 ②成人・若年者 ③小児 ④高齢者

・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

（医学的ハイリスク者＞高齢者＞小児＞成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定）

- ①医学的ハイリスク者 ②高齢者 ③小児 ④成人・若年者

・小児に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

（医学的ハイリスク者＞小児＞高齢者＞成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定）

- ①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

2) 我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方

・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

（医学的ハイリスク者＞成人・若年者＞高齢者の順で重症化しやすいと仮定）

- ①小児 ②医学的ハイリスク者 ③成人・若年者 ④高齢者

・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

（医学的ハイリスク者＞高齢者＞成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定）

- ①小児 ②医学的ハイリスク者 ③高齢者 ④成人・若年者

3) 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、あわせて我が国の将来を守ることに重点を置く考え方

・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

(成人・若年者＞高齢者の順で重症化しやすいと仮定)

①医学的ハイリスク者 ②小児 ③成人・若年者 ④高齢者

・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

(高齢者＞成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)

①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

iii-2) 住民接種の接種体制

・・・本文略・・・

(5) 医療

ア 医療の目的

新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的かつ急速にまん延し、かつ、市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で、不可欠な要素である。また、健康被害を最小限にとどめることは、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予測されるが、地域の医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておくことが重要である。

イ 発生時における医療体制の維持・確保

地域発生早期の段階では、医療の提供は、患者の治療とともに感染対策としても有効である可能性があることから、病原性が低いことが判明しない限り、原則として、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等患者等は感染症指定医療機関等に入院となる。

新型インフルエンザ等に感染している可能性が高い、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者の診療のために、県内で新型インフルエンザ等が拡がる前の段階までは各圏域に「帰国者・接触者外来」を確保して診療が行われるが、新型インフルエンザ等の患者は帰国者・接触者外来を有しない医療機関を受診する可能性もあることを踏まえて対応する。

このため、帰国者・接触者外来を有しない医療機関も含めて、医療機関内においては、新型インフルエンザ等に感染している可能性がある者とそれ以外の疾患との接触を避ける工夫等を行い院内での感染防止に努める必要がある。また、医療従事者は、マスク・ガウン等の個人防護具の使用や健康管理、ワクチンの接種を行い、十分な防御なく患者と接触した際には必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。また、帰国者・接触者外来等の県内における医療体制については、一般的な

広報のほか「帰国者・接触者相談センター」から情報提供がなされる。

帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも患者が見られるようになった場合等には、帰国者・接触者外来を指定した診療体制から一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替えられる。

(6) 市民生活及び地域経済の安定の確保

新型インフルエンザは、多くの市民がり患し、各地域での流行が約8週間程度続くと言われている。また、本人のり患や家族のり患等により、市民生活及び地域経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等発生時に、市民生活及び地域経済への影響を最小限とできるよう、国、県、市、医療機関、指定（地方）公共機関及び登録事業者は特措法に基づき事前に十分準備を行い、一般の事業者においても事前の準備を行う。

8 組織体制

(発生段階と組織体制)

発生段階	国	未発生期	海外発生期	国内発生早期		国内感染期		小康期	
	県・市			地域未発生期	地域発生早期	地域感染期			
組織体制	県	山口県新型コロナウイルス等対策推進会議	山口県新型コロナウイルス等対策本部					政府対策本部が廃止されたときは、本部を廃止し、推進会議に移行	
		山口県新型コロナウイルス等対策協議会							
	現地	岩国新型コロナウイルス等対策連絡協議会 (※1 現地対策本部)							適宜変更
	市	岩国市新型コロナウイルス等対策推進会議 ※2 岩国市新型コロナウイルス等対策本部							緊急事態解除宣言がされたときは、本部を廃止し、推進会議に移行

※1 現地対策本部：

岩国健康福祉センターにおいて本部長(知事)が必要と判断した場合に設置する。

※2 岩国市新型コロナウイルス等対策本部：

緊急事態宣言がされたとき、又は市が必要と判断した場合に設置する。

(1) 岩国市新型インフルエンザ等対策推進会議

新型インフルエンザ等の市内での発生に備え、感染拡大の防止を図り市民の生命及び健康を保持するとともに市民生活及び地域経済に及ぼす影響を最小限にするために、関係部局が情報を共有するとともに、市行動計画に基づき、必要な対策が講じられるよう協議する。

会長	健康医療部長	
副会長	総務部	防災危機管理担当部長
委員	総務部	総務課長
		秘書広報課長
		職員課長
		危機管理課長
	総合政策部	政策企画課長
		基地政策課長
	市民協働部	くらし安心安全課長
	文化スポーツ振興部	文化スポーツ課長
	環境部	環境政策課長
	福祉部	福祉政策課長
		生活支援課長
		高齢者支援課長
		障害者支援課長
		保育幼稚園課長
	健康医療部	健康推進課長
		地域医療課長
		市立錦中央病院事務長
		市立美和病院事務長
	農林水産部	流通課長
		農林振興課長
	総合支所	地域振興課長
	教育委員会	教育政策課長
		学校教育課長
	消防本部	警防課長

事務局：健康推進課

専門部会（必要に応じて会長が招集する）：業務調整のための組織

(2) 岩国市新型インフルエンザ等対策本部

新型インフルエンザ等の市内発生に備え、感染拡大の防止を図り市民の生命及び健康を保持するとともに市民生活及び地域経済に及ぼす影響を最小限にするために市行動計画に基づき、情報共有し、全庁が連携し予防・まん延防止対策について協議・決定を行う。

本部長	市長
副本部長	副市長
本部員	審議監
	総務部長
	防災危機管理担当部長
	総合政策部長
	デジタル改革担当部長
	基地政策担当部長
	市民協働部長
	文化スポーツ振興部長
	環境部長
	健康医療部長
	福祉部長
	こども家庭担当部長
	産業振興部長
	農林水産部長
	建設部長
	都市開発部長
	教育長
	教育次長
	水道局長
	水道局副局長
	消防長

事務局：危機管理課、健康推進課

専門部会

必要に応じて、業務調整のために本部長が招集する。

部

必要な対策を講ずるために、条例に基づき本部長が設置する。

※岩国市新型インフルエンザ等対策本部条例

第4条 本部長は、必要と認めるときは、新型インフルエンザ等対策本部に部を置くことができる。

各論

第3 各段階における対策

以下、発生段階ごとに、目的、対策の考え方、主要6項目の個別の対策を記載する。

新型インフルエンザ等が発生した場合、国は政府行動計画に基づき「基本的対処方針」を作成することとなっており、個々の対策の具体的な実施時期は各段階の移行時期とは必ずしも一致しないことや、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、必要な対策を柔軟に選択し実施する。

また、緊急事態宣言が発令される前に、市が必要と判断して対策本部が設置された場合、その対策は、緊急事態宣言に準じて実施することとする。

1 未発生期

未発生期
・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態 ・ 海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況
目的： 1 発生に備えて体制の準備を行う。 2 国、県等との連携の下に発生の早期確認に努める。
対策の考え方： 1 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、本市行動計画等を踏まえ、関係機関等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。 2 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。 3 海外での新型インフルエンザ等の発生を早期に察知するため、国、県等と連携を図るなど、継続的な情報収集を行う。

(1) 実施体制

(1)－1 市行動計画等の改定

- ① 市は、特措法の規定に基づき、政府行動計画、県行動計画等を踏まえ、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた市行動計画の作成を行い、必要に応じて見直していく（特措法第8条）。（健康推進課）

- ② 市は、「岩国市新型インフルエンザ等業務継続計画」の作成を行う。（全課）

(1)－2 体制整備と連携の強化

- ① 市は、「岩国市新型インフルエンザ等対策推進会議（会長：健康医療部長）」を設置し、関係部局が情報を共有するとともに、市民への情報提供を行う。（関係課）

② 専門部会を設置し、必要時業務調整のための検討を行う。 (健康推進課)

③ 岩国健康福祉センターが開催する「岩国新型インフルエンザ等対策連絡協議会」において、情報の共有、対策の協議を行い、関係機関との連携を強化する。
(健康推進課、危機管理課)

④ 市は、県、他の市町と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。 (健康推進課)

(2) 情報提供・共有

(2)－1 情報収集

市は、発生前から、情報収集・提供体制を整備し、国及び県が発信する新型インフルエンザ等に関する基本的な情報を収集する。 (健康推進課、危機管理課)

(2)－2 米軍岩国基地との連携による情報収集

市は、米軍岩国基地における新型インフルエンザ等に関する情報を収集する。
(基地政策課)

(2)－3 通常のサーベイランス

① 毎年冬季に流行するインフルエンザについて、国、県の発表するサーベイランスの情報を収集する。 (健康推進課)

② 学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学校閉鎖等）をシステムの活用等により把握に努め、インフルエンザの感染拡大を早期に探知する体制を整備する。 (学校教育課、保育幼稚園課、健康推進課)

(2)－4 情報提供

① 新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供を行う。
(秘書広報課、健康推進課)

② マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。
(健康推進課、学校教育課、保育幼稚園課、秘書広報課)

(2)－5 コールセンターの設置準備

国からの要請に基づいて、新型インフルエンザ等の発生時に、市民からの一般的な問合せに対応できる窓口としてコールセンターを設置する準備を進める。
(健康推進課)

(3) 予防・まん延防止

(3)－1 対策実施のための準備

- ① 市、学校、施設等は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、また、海外発生期以降（帰国者・接触者外来に限定して診療が行われる間）、岩国健康福祉センターに帰国者・接触者相談センターが設置されることから、自らの発症が疑わしい場合は、本人が同センターに連絡し、指示を仰ぐこと、本人へは感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行う等基本的な感染対策について理解促進を図る。

（学校教育課、保育幼稚園課、高齢者支援課、障害者支援課、健康推進課）

- ② 新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出の自粛要請の感染対策についての理解促進を図る。

（健康推進課）

- ③ 市は、国が実施する検疫の強化の際に必要な防疫措置、入国者に対する疫学調査等について、必要時に協力する。

（健康推進課）

- ④ 市は、衛生資器材等（消毒薬、マスク等）の生産・流通・在庫等の状況を把握し、確保する。

（危機管理課）

(4) 予防接種

(4)－1 特定接種の準備

- ① 市は、国が行う事業者の登録に関し、国が作成した登録実施要領（特定接種に係る接種体制、事業継続に係る要件や登録手続き等を示すもの）により、登録作業を必要時協力する。

（健康推進課）

- ② 市は、国の指示に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の特定接種の対象となり得る者に対し、集団的接種を原則として、速やかに特定接種ができるよう、接種体制を構築する。

（職員課、健康推進課）

(4)－2 住民接種の準備

- ① 住民接種については、市を実施主体として、原則として集団接種により行うこととなるため、国及び県の協力を得ながら、特措法第 46 条又は予防接種法第 6 条第 3 項に基づき、市の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができるための体制の構築を図る。

（健康推進課）

- ② 市は、円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、居住する市以外の市町村における接種を可能にするように努める。

（健康推進課）

- ③ 市は、速やかに接種することができるよう、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種場所、接種時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について、準備を進める。
(健康推進課)

(5) 医療

(5)－1 医療体制の整備

市は、岩国健康福祉センターが開催する「岩国新型インフルエンザ等対策連絡協議会」において、地域の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制の整備の推進に協力する。
(地域医療課)

(5)－2 地域感染期に備えた医療の確保

- ① 市は、県の行う地域感染期に備えた医療の確保に協力する。

(地域医療課)

- ② 消防本部は、県の要請を受けて、救急隊員等搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。
(消防本部)

(6) 市民生活及び地域経済の安定の確保

(6)－1 要援護者への生活支援

市は、地域感染期における高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、国からの要請に対応し、県と連携し要援護者の把握とともにその具体的手続きを決めておく。

(生活支援課、高齢者支援課、障害者支援課、地域医療課)

(6)－2 火葬能力等の把握

市は、国から県を通じて行われる火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握、検討を行う旨の要請を受け対応する。
(環境政策課)

(6)－3 物資及び資材の備蓄等（特措法第10条）

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、又は施設、設備を整備する。
(危機管理課、地域医療課)

2 海外発生期

海外発生期
・ 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態 ・ 国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態 ・ 海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況
目的： 1 新型インフルエンザ等の国内侵入の状況等も注視しつつ、県内発生の遅延と早期発見に努める。 2 県内発生に備えて体制の整備を行う。
対策の考え方： 1 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報が無い可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。 2 対策の判断に役立てるため、国・県等との連携の下で、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。 3 国内発生した場合には早期に発見できるよう、国・県内のサーベイランス・情報収集体制を強化する。 4 海外での発生状況について注意喚起するとともに、国内発生に備え、国内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、市民に準備を促す。 5 診療体制の確立、市民生活及び市民経済の安定のための準備、プレパンデミックワクチンの接種等、県内発生に備えた体制整備を急ぐ。

(1) 実施体制

(1)－1 体制整備の強化

- ① 市は、県の対策を受け「岩国市新型インフルエンザ等対策推進会議」を適宜開催する。（健康推進課）
- ② 岩国健康福祉センターが開催する「岩国新型インフルエンザ等対策連絡協議会」において、情報の共有、対策の協議を行い、関係機関との連携を強化する。（健康推進課、危機管理課）
- ③ 「岩国市新型インフルエンザ等対策行動計画」及び「岩国市新型インフルエンザ等業務継続計画」を確認し、対策について準備及び実施する。（全課）

(2) 情報提供・共有

(2)－1 情報収集

市は、新型インフルエンザ等の発生状況について、国及び県が発信する新型インフル

エンザ等に関する情報で、病原体に関する情報、疫学情報（症状、症例定義、致命率等）、治療法に関する情報（抗インフルエンザウイルス薬の有効性等）を収集する。

（健康推進課）

(2)－2 米軍岩国基地との連携による情報収集等

米軍岩国基地における新型インフルエンザ等に関する情報を収集する。

（基地政策課）

(2)－3 サーベイランス体制の強化

① 新型インフルエンザ等の発生状況等について、国、県からの情報を収集する。

（健康推進課）

② 感染拡大を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握と欠席者の把握を開始する。

（学校教育課、保育幼稚園課、健康推進課）

(2)－4 情報提供

① 市民に対して各国の発生状況について情報提供し、注意喚起を行う。また、市ホームページの内容等について随時更新する。

（秘書広報課、健康推進課）

② メディア等に対し、適宜広報担当者から発生・対応状況について、情報提供を行う。

（秘書広報課、健康推進課）

③ 個人一人一人が取るべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。

（健康推進課、学校教育課、保育幼稚園課、その他関係課）

(2)－5 情報共有

国及び県とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う問合せ窓口を設置し、メール等により、対策の理由、過程等の共有を行う。

（健康推進課）

(2)－6 コールセンターの設置

県からの要請に基づいて、市民からの一般的な問合せに対応できるコールセンターを設置し、相談体制の充実・強化を図る。

（健康推進課）

(2)－7 その他

県や公益財団法人山口県国際交流協会等と協力し、在住外国人に対し、分かりやすい

日本語を含む多言語で、情報提供する。

(文化スポーツ課)

(3) 予防・まん延防止

(3)－1 対策実施のための準備

- ① 市、学校、施設等は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、また、岩国健康福祉センターに帰国者・接触者相談センターが設置されることから、自らの発症が疑わしい場合は、本人が同センターに連絡し、指示を仰ぐこと、本人へは感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行う等基本的な感染対策について理解促進を図る。

(学校教育課、保育幼稚園課、高齢者支援課、障害者支援課、健康推進課)

- ② 新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出の自粛要請の感染対策についての理解促進を図る。

(健康推進課)

(3)－2 感染症危険情報の発出等

国や県から発出される感染症危険情報をもとに、新型インフルエンザ等の発生状況や個人が取るべき対応に関する情報提供及び注意喚起を行う。

(健康推進課)

(3)－3 検疫の強化

米軍岩国基地に対し、基地内の検疫体制の強化や適切な隔離措置、健康監視等の実施を県とともに要請する。

(基地政策課、健康推進課)

(4) 予防接種

(4)－1 特定接種

- ① 市は、国が登録事業者の接種対象者、国家公務員の対象者に、特定接種を行うときは、労務又は施設の確保その他の必要な協力を行う（特措法第28条）。

(関係課)

- ② 市は、国の指示に基づき、地方公務員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。

(健康推進課、職員課、その他関係課)

- ③ 市は、国からの要請により、特定接種の接種実施モニタリングに協力する。

(健康推進課)

(4)－2 住民接種

- ① 市は、国と連携して特措法第46条に基づく住民接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の準備を開始する。

(健康推進課)

- ② 市は、国から要請があったときは、全市民が速やかに接種できるよう集団的な接種を行うことを基本として、具体的な接種体制の構築の準備を進める。

(健康推進課)

(5) 医療

(5)－1 帰国者・接触者相談センターの周知

発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。

(健康推進課)

(5)－2 医療体制の整備

新型インフルエンザ等の患者又は疑い患者と判断された場合には、直ちに岩国健康福祉センターへ連絡する。

(地域医療課)

(6) 市民生活及び地域経済の安定の確保

(6)－1 要援護者への生活支援

海外において新型インフルエンザ等の発生後、市は、新型インフルエンザ等の発生が確認されたことを要援護者や協力者へ連絡する。

(生活支援課、高齢者支援課、障害者支援課)

(6)－2 遺体の火葬・安置

市は、国から県を通じて行われる「火葬場の火葬能力に限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う」旨の要請を受け対応する。

(環境政策課)

3 地域未発生期（国内発生早期、国内感染期）

地域未発生期（国内発生早期、国内感染期）
県内で新型インフルエンザ等は、発生していないが、いずれかの県で新型インフルエンザ等が発生した状態
目的： 県内発生に備えて体制の整備を行う。
対策の考え方： 1 国内での発生状況について注意喚起するとともに、対策についての的確な情報提供を行い、感染対策を徹底する。 2 国が国内発生した新型インフルエンザ等の状況等により、緊急事態宣言を行ったときは、積極的な感染対策等をとる。 3 サーベイランス・情報収集体制を強化する。 4 医療体制や感染対策について周知し、個人一人一人取るべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。

(1) 実施体制

(1)－1 基本的対処方針の決定

- ① 市は、「岩国市新型インフルエンザ等対策推進会議」を適宜開催する。

（健康推進課）

- ② 岩国健康福祉センターが開催する「岩国新型インフルエンザ等対策連絡協議会」において、情報の共有、対策の協議を行い、関係機関との連携を強化する。

（健康推進課、危機管理課）

- ③ 「岩国市新型インフルエンザ等対策行動計画」及び「岩国市新型インフルエンザ等業務継続計画」を確認し、対策について準備及び実施する。

（全課）

- ④ 緊急事態宣言が発令される前に、市が必要と判断した場合は、速やかに「岩国市新型インフルエンザ等対策本部」を設置し、情報の集約・共有・分析を行うとともに、市内発生に備え、国・県の方針を踏まえ、市行動計画に基づき、対策を決定する。

（全課）

緊急事態宣言がされた場合の措置について、以下の〔 〕 囲みで示すこととする。

(1)－2 緊急事態宣言の措置

(1)－2－1 市対策本部の設置【特措法第34条】

市は、緊急事態宣言がされたときは、直ちに市対策本部を設置しなければならない。

(2) 情報提供・共有

(2)－1 情報収集

市は、新型インフルエンザ等の発生状況について、国及び県が発信する新型インフルエンザ等に関する情報で、病原体に関する情報、疫学情報（症状、症例定義、致命率等）、治療法に関する情報（抗インフルエンザウイルス薬の有効性等）を収集する。

（健康推進課）

(2)－2 米軍岩国基地との連携による情報収集等

米軍岩国基地における新型インフルエンザ等に関する情報を収集する。

（基地政策課、健康推進課）

(2)－3 サーベイランス体制の強化

① 新型インフルエンザ等の発生状況等について、国、県から情報収集する。

（健康推進課）

② 感染拡大を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握の強化と欠席者の把握を開始する。

（学校教育課、保育幼稚園課、健康推進課）

(2)－4 情報提供

① 市民に対して国内外の発生状況について情報提供し、注意喚起を行う。また、市ホームページの内容等について随時更新する。

（秘書広報課、健康推進課）

② メディア等に対し、適宜広報担当者から発生・対応状況について、情報提供を行う。

（秘書広報課、健康推進課）

③ 個人一人一人が取るべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。

（健康推進課、学校教育課、保育幼稚園課、その他関係課）

(2)－5 情報共有

市は、国及び県とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う問合せ窓口を設置し、メール等により、対策の理由、過程等の共有を行う。

（健康推進課）

(2)－6 コールセンターの充実・強化

市は、国から配布されたQ & Aのほか、コールセンターに寄せられる問合せや国、関係機関からの情報の内容も踏まえ、コールセンターの充実・強化を図る。（健康推進課）

(2)－7 その他

県や公益財団法人山口県国際交流協会等と協力し、在住外国人に対し、分かりやすい日本語を含む多言語で、情報提供する。(文化スポーツ課)

(3) 予防・まん延防止

(3)－1 まん延防止対策

① 県の要請を受け、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人ごみを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を行う。

(関係課)

② ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、県の示す学校・保育施設における対策の目安に従うとともに、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行う。

(学校教育課、保育幼稚園課)

③ 県の要請を受け、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずる。

(地域交通課、その他関係課)

(3)－2 検疫の強化

米軍岩国基地に対し、基地内の検疫体制の強化や適切な隔離措置、健康監視等の実施を県とともに要請する。(基地政策課、健康推進課)

(3)－3 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

(3)－3－1

県の要請を受け、市民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定め、生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底について周知する【特措法第45条第1項】。(健康推進課)

(3)－3－2

① 県の要請を受け、学校、保育園等は、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）を行う【特措法第45条第2項】。(学校教育課、こども支援課)

② 県の要請を受け、学校、保育園等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底を行う【特措法第24条第9項】。(関係課)

(4) 予防接種

(4)－1 特定接種

市は、国の指示に基づき、地方公務員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。（健康推進課、職員課、その他関係課）

(4)－2 住民接種

① 市は、国が決定した接種順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえて、市民へ接種に関する情報提供を開始する。（健康推進課）

② パンデミックワクチンが、全県民分製造されるまで一定の期間を要するが、市は、供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、新臨時接種を開始する。（健康推進課）

③ 市は、新臨時接種の実施に当たり、国及び県と連携して、学校・公民館等の公的施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、市の区域内に居住する者を対象に集団的接種を行う。（健康推進課）

(4)－3 緊急事態宣言がされている場合の措置

市は、住民に対する予防接種については、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時の予防接種を実施する。（健康推進課）

(5) 医療

(5)－1 帰国者・接触者相談センターの周知

発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう引き続き周知する。（健康推進課）

(5)－2 医療体制

新型インフルエンザ等の患者又は疑い患者と判断された場合には、直ちに岩国健康福祉センターへ連絡する。（地域医療課）

(6) 市民の生活及び地域経済の安定の確保

(6)－1 市民への呼びかけ

県の要請に基づき、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみが生じないよう啓発する。

（流通課、その他関係課）

(6)－2 要援護者への生活支援

市は、地域感染期における高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、国からの要請に対応し、県と連携し要援護者対策を実施する。

（生活支援課、高齢者支援課、障害者支援課、地域医療課）

(6)－3 遺体の火葬・安置

遺体の搬送作業及び火葬作業について、円滑な火葬が実施できるように準備する。

（環境政策課）

(6)－4 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

(6)－4－1 水の安定供給【特措法第52条】

水道事業者は、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。（水道局、環境政策課）

(6)－4－2 生活関連物資等の価格の安定等【特措法第59条】

市は、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査、監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

（流通課、くらし安心安全課、その他関係課）

4 地域発生早期（国内発生早期、国内感染期）

地域発生早期（国内発生早期、国内感染期）
県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態
目的： 1 県内での感染拡大をできる限り抑える。 2 患者に適切な医療を提供する。 3 感染拡大に備えた体制の整備を行う。
対策の考え方： 1 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染対策等を行う。国内発生した新型インフルエンザ等の状況等により、国が行う緊急事態宣言により、積極的な感染対策等をとる。 2 医療体制や積極的な感染対策について周知し、個人一人一人が取るべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。 3 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、医療機関での院内感染対策を実施する。 4 地域感染期への移行に備えて、市民の生活及び地域経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた態勢の整備を急ぐ。 5 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

(1) 実施体制

(1)－1 基本的対処方針の決定

- ① 市は、「岩国市新型インフルエンザ等対策推進会議」を適宜開催する。
(健康推進課)
- ② 岩国健康福祉センターが開催する「岩国新型インフルエンザ等対策連絡協議会」において、情報の共有、対策の協議を行い、関係機関との連携を強化する。
(健康推進課、危機管理課)
- ③ 「岩国市新型インフルエンザ等対策行動計画」及び「岩国市新型インフルエンザ等業務継続計画」に基づき、対策を実施する。
(全課)
- ③ 緊急事態宣言がされる前に、市が必要と判断した場合は、速やかに「岩国市新型インフルエンザ等対策本部」を設置し、情報の集約・共有・分析を行うとともに、国・県の方針を踏まえ、市行動計画に基づき、対策を決定する。(全課)

(1)－2 緊急事態宣言の措置

(1)－2－1 市対策本部の設置【特措法第34条】

市は、緊急事態宣言がされたときは、直ちに市対策本部を設置しなければならない。

(2)－1 情報収集

市は、新型インフルエンザ等の発生状況について、国及び県が発信する新型インフルエンザ等に関する情報で、病原体に関する情報、疫学情報（症状、症例定義、致命率等）、治療法に関する情報（抗インフルエンザウイルス薬の有効性等）について情報収集する。

（健康推進課）

(2)－2 米軍岩国基地との連携による情報収集等

米軍岩国基地における新型インフルエンザ等に関する情報を収集する。

（基地政策課、健康推進課）

(2)－3 サーベイランス体制の強化

① 新型インフルエンザ等の発生状況等について、国、県からの情報を収集する。

（健康推進課）

② 感染拡大を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握の強化と欠席者の把握を開始する。

（学校教育課、保育幼稚園課、健康推進課）

(2)－4 情報提供

① 市民に対して国内外の発生状況について情報提供し、注意喚起を行う。また、市ホームページの内容等について随時更新する。

（秘書広報課、健康推進課）

② 市は、メディア等に対し、適宜広報担当者から発生・対応状況について、情報提供を行う。

（秘書広報課、健康推進課）

③ 個人一人一人が取るべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。

（健康推進課、学校教育課、保育幼稚園課、その他関係課）

(2)－5 情報共有

市は、国及び県とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う問合せ窓口を設置し、メール等により、対策の理由、過程等の共有を行う。

（健康推進課）

(2)－6 コールセンターの継続

市は、国から配布されたQ & Aのほか、コールセンターに寄せられる問合せや国、関係機関からの情報の内容も踏まえコールセンターの充実・強化を図る。（健康推進課）

(2)－7 その他

県や公益財団法人山口県国際交流協会等と協力し、在住外国人に対し、分かりやすい日本語を含む多言語で、情報提供する。（文化スポーツ課）

(3) 予防・まん延防止

(3)－1 まん延防止対策

① 県の要請を受け、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人ごみを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を行う。また、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理、医療機関への受診を勧奨する。（関係課）

② ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、県の示す学校・保育施設における対策の目安に従うとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行う。（学校教育課、保育幼稚園課）

③ 県の要請を受け、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずる。（交通政策課、その他関係課）

④ 県の要請を受け、市立病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化する。（地域医療課、高齢者支援課、障害者支援課）

(3)－2 検疫の強化

米軍岩国基地に対し、基地内の検疫体制の強化や適切な隔離措置、健康監視等の実施を県とともに要請する。（基地政策課、健康推進課）

(3)－3 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

(3)－3－1

県の要請に基づき、市民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定め、生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底に

ついて周知する【特措法第 45 条第 1 項】。

(健康推進課)

(3)－3－2

① 県の要請を受け、学校、保育園等は、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）を行う【特措法第 45 条第 2 項】。(学校教育課、保育幼稚園課)

② 県の要請を受け、学校、保育園等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底を行う【特措法第 24 条第 9 項】。(関係課)

(4) 予防接種

(4)－1 特定接種

国の基本的対処方針を踏まえて、地方公務員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。(健康推進課、職員課、その他関係課)

(4)－2 住民接種

① 予防接種法第 6 条第 3 項に基づく新臨時接種の実施に係る国の方針について、情報提供を行う。(健康推進課)

② パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、新臨時接種を開始する。(健康推進課)

③ 市は、新臨時接種の実施に当たり、国及び県と連携して、学校・公民館等の公的施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、市の区域内に居住する者を対象に集団的接種を行う。(健康推進課)

(4)－3 緊急事態宣言がされている場合の措置

市は、地域未発生期の対策を継続し、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時の予防接種を進める。(健康推進課)

(5) 医療

(5)－1 帰国者・接触者相談センターの周知

発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう引き続き周知する。(健康推進課)

(5)－2 医療体制

新型インフルエンザ等の患者又は疑い患者と判断された場合には、直ちに岩国健康福祉センターへ連絡する。(地域医療課)

(6) 市民生活及び地域経済の安定の確保

(6)－1 市民への呼びかけ

県の要請に基づき、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみが生じないよう啓発する。

(流通課、その他関係課)

(6)－2 要援護者への生活支援

市は、地域感染期における高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、国からの要請に対応し、県と連携し要援護者対策を実施する。

(生活支援課、高齢者支援課、障害者支援課、地域医療課)

(6)－3 遺体の火葬・安置

遺体の搬送作業及び火葬作業について、円滑な火葬が実施できるように準備する。

(環境政策課)

(6)－4 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

(6)－4－1 水の安定供給【特措法第52条第2項】

水道事業者は、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。 (水道局、環境政策課)

(6)－4－2 生活関連物資等の価格の安定等【特措法第59条】

市は、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査、監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

(流通課、くらし安心安全課、その他関係課)

5 地域感染期（国内発生早期、国内感染期）

地域感染期（国内発生早期、国内感染期）
県内において患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。）
目的： 1 医療体制を維持する。 2 健康被害を最小限に抑える。 3 市民生活及び地域経済への影響を最小限に抑える。
対策の考え方： 1 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染対策から被害軽減に切り替える。 2 状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人一人が取るべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。 3 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。 4 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにして、健康被害を最小限にとどめる。 5 欠勤者の増大が予測されるが、市民生活及び地域経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。 6 受診患者数を減少させ、入院患者数や重傷者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかにできるだけ多くの市民に接種する。 7 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

(1) 実施体制

(1)－1 基本的対処方針の決定

市は、「山口県新型インフルエンザ等対策本部」により県全体が地域感染期に入ったこと等の宣言を受け、国や県の方針を踏まえ、市行動計画に基づき、対策を決定する。
(全課)

① 健康福祉センターが開催する「岩国新型インフルエンザ等対策連絡協議会」において、情報の共有、対策の協議を行う。
(健康推進課、危機管理課)

② 緊急事態宣言がされる前に、市が必要と判断した場合は、速やかに「岩国市新型インフルエンザ等対策本部」を設置し、情報の集約・共有・分析を行うとともに、国・県の方針を踏まえ、市行動計画に基づき、対策を決定する。
(全課)

(1)－2 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

- ① 市は、緊急事態宣言がされたときは、直ちに市対策本部を設置しなければならない【特措法第 34 条】。
- ② 市は、新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う【特措法第 38 条、第 39 条】。

(2) 情報提供・共有

(2)－1 情報収集

市は、新型インフルエンザ等の発生状況について、国及び県が発信する新型インフルエンザ等に関する情報で、病原体に関する情報、疫学情報（症状、症例定義、致命率等）、治療法に関する情報（抗インフルエンザウイルス薬の有効性等）を情報収集する。

（健康推進課、危機管理課）

(2)－2 米軍岩国基地との連携による情報収集等

市は、米軍岩国基地における新型インフルエンザ等に関する情報を収集する。

（基地政策課、健康推進課）

(2)－3 サーベイランス

学校等における集団発生の把握の強化を中止する。なお、欠席者の把握は、状況に応じて県の判断に従い行う。

（学校教育課、保育幼稚園課、健康推進課）

(2)－4 情報提供

- ① 市民に対して国内外の発生状況について情報提供し、注意喚起を行う。また、市ホームページの内容等について随時更新する。

（秘書広報課、健康推進課）

- ② メディア等に対し、適宜広報担当者から発生・対応状況について、情報提供を行う。

（秘書広報課、健康推進課）

- ③ 個人一人一人が取るべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。

（健康推進課、学校教育課、保育幼稚園課、その他関係課）

(2)－5 情報共有

市は、県が設置した、国及び県とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う問合せ窓口を設置し、メール等により、対策の理由、過程等の共有を行う。
(健康推進課)

(2)－6 コールセンターの継続

市は、コールセンター等に寄せられる問合せや国、関係機関からの情報の内容も踏まえ、コールセンターを継続する。
(健康推進課)

(2)－7 その他

県や公益財団法人山口県国際交流協会等と協力し、在住外国人に対し、分かりやすい日本語を含む多言語で、情報提供する。
(文化スポーツ課)

(3) 予防・まん延防止

(3)－1 まん延防止対策

① 県の要請を受け、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人ごみを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を強化する。また、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理、受診の勧奨をする。
(関係課)

② ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、県の示す学校・保育施設における対策の目安に従うとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行う。
(学校教育課、保育幼稚園課)

③ 県の要請を受け、市立病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化する。
(地域医療課、高齢者支援課、障害者支援課)

(3)－2 検疫の強化

米軍岩国基地に対し、基地内の検疫体制の強化や適切な隔離措置、健康監視等の実施を県とともに要請する。
(基地政策課、健康推進課)

(3)－3 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

(3)－3－1

県の要請を受け、市民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底について周知する【特措法第45条第1項】。
(健康推進課)

(3)－3－2

- ① 県の要請を受け、学校、保育園等は、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）を行う【特措法第45条第2項】。（学校教育課、こども支援課）
- ② 県の要請を受け、学校、保育園等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底を行う【特措法第24条第9項】。（関係課）

(4) 予防接種

(4)－1 住民接種

- ① 予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の実施に係る国の方針について、情報提供を行う。（秘書広報課、健康推進課）
- ② 市は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。（健康推進課）

(4)－2 緊急事態宣言がされている場合の措置

市は、地域未発生期の対策を継続し、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。（健康推進課）

(5) 医療

(5)－1 在宅で療養する患者への支援

市は、国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には在宅で療養する患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。

（生活支援課、高齢者支援課、障害者支援課、地域医療課）

(5)－2 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

市は、県が行う臨時の医療施設の設置に協力し、医療を提供する【特措法第31条】。（地域医療課）

(6) 市民生活及び地域経済の安定の確保

(6)－1 市民への呼びかけ

県の要請を受けて、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみが生じないよう啓発する。

（流通課、その他関係課）

(6)－2 要援護者への生活支援

市は、新型インフルエンザ等により患し、在宅で療養する場合に支援が必要な患者につ

いて、患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き国及び県と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や、自宅で死亡した患者への対応を行う。
（生活支援課、高齢者支援課、障害者支援課、地域医療課）

(6)－3 遺体の火葬・安置

遺体の搬送作業及び火葬作業について、円滑な火葬が実施できるように準備する。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。
（環境政策課）

(6)－4 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

(6)－4－1 水の安定供給【特措法第52条第2項】

水道事業者は、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。
（水道局、環境政策課）

(6)－4－2 生活関連物資等の価格の安定等【特措法第59条】

- ① 市は、市民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視するとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

（流通課、その他関係課）

- ② 市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

（流通課、その他関係課）

- ③ 市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、適切な措置を講ずる。

（流通課、その他関係課）

(6)－4－3 埋葬・火葬の特例等【特措法第56条】

- ① 市は、国、県から要請があったときは、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させる。

（環境政策課）

- ② 死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合、市は、県の協力を得て、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。

（環境政策課）

6 小康期

小康期
・ 新型インフルエンザ等患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態 ・ 大流行は一旦終息している状況
目的：市民生活及び市民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。
対策の考え方： 1 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波により医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。 2 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。 3 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。 4 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

(1) 実施体制

市は、緊急事態解除宣言がされたときは、遅滞なく「岩国市新型インフルエンザ等対策本部」を廃止し、岩国市新型インフルエンザ等対策推進会議に移行する(特措法第 37 条)。(全課)

(1)－1 対策の評価・見直し

市は、これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ、「岩国市新型インフルエンザ等対策行動計画」の見直しを行う。(健康推進課)

(2) 情報提供・共有

(2)－1 情報収集

市は、新型インフルエンザ等の発生状況について、国及び県が発信する新型インフルエンザ等に関する情報で、病原体に関する情報、疫学情報(症状、症例定義、致命率等)、治療に関する情報(抗インフルエンザウイルス薬の有効性等)を情報収集する。(健康推進課)

(2)－2 米軍岩国基地との連携による情報収集等

米軍岩国基地における新型インフルエンザ等に関する情報を収集する。

(基地政策課)

(2)－3 サーベイランス

再流行を早期に探知するため、学校等におけるインフルエンザ集団発生の把握の強化と欠席者を把握する。(学校教育課、保育幼稚園課、健康推進課)

(2)－4 情報提供

市は引き続き、市民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。(秘書広報課、健康推進課)

(2)－5 情報共有

国及び県とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有の体制を維持し、国・県の方針に基づき第二波に備えた体制の再整備を行う。(健康推進課)

(2)－6 コールセンターの縮小

状況を見ながら、国からの方針に従い、コールセンターを縮小する。(健康推進課)

(3) 予防・まん延防止

(3)－1 県の要請を受けて実施する感染対策について、順次見直す。

(健康推進課、地域医療課、その他関係課)

(4) 予防接種

(4)－1 住民接種

① 予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の実施に係る国の方針について、情報提供を行う。(秘書広報課、健康推進課)

② 流行の第二波に備え、緊急事態宣言がされていない場合においては、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を、計画に基づき実施する。(健康推進課)

(4)－2 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、市は、国及び県と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を進める。(健康推進課)

(5) 医療

(5)－1 医療体制

市は、県及び国と連携し、新型インフルエンザ発生前の通常の医療体制に戻す。

(地域医療課)

(5)－2 緊急事態宣言がされている場合の措置

必要に応じ、地域感染期に講じた措置を適宜縮小・中止する。

(関係課)

(6) 住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

(6)－1 要援護者への生活支援

市は、新型インフルエンザ等により患し、在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き国及び県と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や、自宅で死亡した患者への対応を行う。
（生活支援課、高齢者支援課、障害者支援課、地域医療課）

(6)－2 市民・事業者への呼びかけ

県の要請に基づき、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみが生じないよう啓発する。

（流通課、その他関係課）

(6)－3 緊急事態宣言がされている場合の措置

(6)－3－1 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等

市は、国と連携し、県内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。
（関係課）

【用 語 解 説】

※アイウエオ順

○ インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆるA／H1N1、A／H3N2というのは、これらの亜型を指している。）

○ 感染症指定医療機関

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

- * 特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院
- * 第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院
- * 第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院
- * 結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局

○ 感染症病床

病床は、医療法によって、一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床に区別されている。感染症病床とは、感染症法に規定する新感染症、一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症などの患者を入院させるための病床である。

○ 帰国者・接触者外来

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来。

都道府県等が地域の実情に応じて対応する医療機関を決定する。帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合等には、一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。

○ 帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有す

る者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター

○ 業務計画

指定公共機関又は指定地方公共機関が、それぞれ政府行動計画又は都道府県行動計画に基づき、その業務に関し、新型インフルエンザ等対策に関して作成する計画

○ 業務継続計画（ＢＣＰ）

特定接種の登録事業者は、当該「業務を継続的に実施するように努めなければならない」という責務（特措法第４条第３項）を負うことから、新型インフルエンザ等発生時から終息までの間、継続し得る計画を作成する。

○ 緊急事態宣言

新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるときに、政府対策本部より公示される。

○ 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

○ コールセンター

新型インフルエンザ等発生時に、市民からの一般的な相談に応じ、適切な情報提供を行うため、県や市町に設置するもの

○ 個人防護具（Personal Protective Equipment：PPE）

エアロゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。

○ サーベイランス

見張り、監視制度という意味。

疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

○ 指定公共機関

独立行政法人等の公共的機関及び医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気等の供給、輸送その他の公益的事業を営む法人で、国が政令で定めるもの

○ 指定地方公共機関

都道府県の区域において医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気等の供給、輸送その他の公益的事業を営む法人、地方道路会社等の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人のうち、指定地方公共機関以外のもので、あらかじめ当該法人の意見を聞いて都道府県知事が指定するもの

○ 指定届出機関

感染症法に規定する五類感染症のうち厚生労働省令で定めるもの又は二類感染症、三类感染症、四類感染症若しくは五類感染症の擬似症のうち厚生労働省令で定めるものの発生の状況の届出を担当させる病院又は診療所として、都道府県知事が指定したもの

○ 死亡率 (Mortality Rate)

ここでは、人口 10 万人当たりの、流行期間中に新型インフルエンザ等により患して死亡した者の数をいう。

○ 住民接種

特措法第 46 条に基づき、市町村を実施主体として住民に対して実施される予防接種

○ 新型インフルエンザ

感染症法第 6 条第 7 項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

○ 新型インフルエンザ（A／H 1 N 1）／インフルエンザ（H 1 N 1）2009

2009 年（平成 21 年）4 月にメキシコで確認され世界的大流行となった H 1 N 1 亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ（A／H 1 N 1）」との名称が用いられたが、2011 年（平成 23 年）3 月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ（H 1 N 1）2009」としている。

○ 新感染症

新感染症とは、感染症法第 6 条第 9 項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染症の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをい

う。

○ 診療継続計画

地域感染期において極端に増加する患者への対応や出勤可能な職員数の減少等の影響等を踏まえ、医療機関の特性や規模に応じ、継続して医療を提供するために医療機関において作成する計画

○ 致命率 (Case Fatality Rate)

流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合

○ 特定接種

特措法第 28 条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種

○ 鳥インフルエンザ

鳥の感染症。まれに、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られているとされている。また、人から人への感染は極めてまれであり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

○ 濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」）が該当。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対処範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

○ 発病率 (Attack Rate)

新型インフルエンザの場合は、全ての人が新型インフルエンザのウイルスに曝露するリスクを有するため、ここでは、人口のうち、流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者の割合をいう。

○ パンデミック

感染症の世界的大流行。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○ パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン

○ 病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などの総合した表現

○ プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国では H 5 N 1 亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）